

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号）」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について（平成28年3月7日雇児発0307第8号）」及び「福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（平成28年4月1日施行）」の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、将来県内において取得する資格が必要な業務に従事しようとするものに対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってその修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付対象)

第3条 訓練促進資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、福岡県内の市町村（指定都市を除く。）に住所を有するひとり親家庭の親であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金の貸付けの対象となる者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、福岡県内（政令市除く）の「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第4条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000円以内とする。

(住宅支援資金の種類及び貸付額)

第4条の2 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

2 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（令和7年3月31日までの貸付契約者は上限4万円。ただし、令和7年4月1日以降の貸付契約者は同年7月1日より上限7万円）とする。

(貸付方法及び利子)

第5条 訓練促進資金及び住宅支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 訓練促進資金の利子は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第6条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が連帯保証人を立てる場合、連帯保証人は訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第13条の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除)

第7条 県社協会長は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付契約の相手方（以下「貸付けを受けている者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付けを受けている者が訓練促進資金及び住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(訓練促進資金に係る返還の債務の当然免除)

第8条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた福岡県の区域内（指定都市を含む。以下「県内」という。）において、取得した資格

が必要な業務（以下「資格業務」という。）に従事し、5年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により資格業務に従事できなかった場合は、引き続き資格業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）資格業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、訓練促進資金の貸付けを受けた者の意思によらず、福岡県の区域外（以下「県外」という。）において資格業務に従事した期間については、資格業務の従事期間に算入する。

二 資格業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため資格業務を継続することができなくなったとき。

2 前項及び第12条の規定により資格業務に従事した期間を計算する場合には、月数によるものとし、資格業務に従事することとなった日の属する月及び資格業務に従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。

（住宅支援資金に係る返還の債務の当然免除）

第8条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

一 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には参入しない。）を継続したとき。

二 前号に定める就業している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（訓練促進資金の返還期間等）

第9条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学した期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、養成機関に在学した期間の4倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

一 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

二 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格業務に従事しなかったとき。

三 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、資格業務に従事する意思がなくなったとき。

四 資格業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により資格業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事

の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(住宅支援資金の返還期間等)

第9条の2 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

- 一 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- 二 貸付終了後1年が経過したとき。
- 三 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第10条 県社協会長は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 訓練促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定若しくは訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき。

(訓練促進資金の返還の債務の履行猶予)

第11条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 一 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- 二 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。

- 一 第8条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(住宅支援資金の返還の債務の履行猶予)

第11条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 一 第8条の2第1項第1号に定める就業期間中であるとき。
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(訓練促進資金の返還の債務の裁量免除)

第12条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
- 三 県内において資格業務に従事した場合
返還の債務の額の一部

(住宅支援資金の返還の債務の裁量免除)

第12条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部
- 二 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第13条 県社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(会計経理)

第14条 県より交付された貸付原資及び貸付事務費については、この事業に関する特別会計を設け管理する。

- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その年度以降毎年度、その年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金に相当する金額を県に返還するものとする。

(貸付の申請手続)

第15条 訓練促進資金の貸付けを申請しようとする者は、その事実が発生した日（入学準備金は入学した日、就職準備金は卒業した日）から1年以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。

- 一 住民票
 - 二 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し
- 2 住宅支援資金の貸付けを申請しようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号の2。以下「貸付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。
- 一 住民票
 - 二 プログラムの策定を受けていることを証する書類
 - 三 児童扶養手当の受給を受けていないものは所得を確認できる書類等が必要
 - 四 入居している住宅の家賃を確認できる書類

(選考)

第16条 県社協会長は、貸付対象者の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

(貸付決定通知書の交付)

第17条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書（様式第2号及び様式第3号又は様式第2号の2）により申請者及び連帯保証人（住宅支援資金にあつては、申請者）に対し通知するものとする。

- 2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、前条に準じて、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書（様式第4号及び様式第5号又は様式第4号の2）により申請者及び連帯保証人（住宅支援資金にあつては、申請者）に対し

通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第 18 条 県社協会長は、貸付を決定した貸付対象者とひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書（様式第 6 号又は様式第 6 号の 2）により貸付契約を締結するものとする。

(受領書)

第 19 条 貸付対象者は、訓練促進資金及び住宅支援資金の交付を受けたときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書（様式第 8 号又は様式第 8 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還方法等)

第 20 条 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、1 回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(訓練促進資金の返還明細書)

第 21 条 第 9 条各号に規定する理由が生じたことにより訓練促進資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 11 条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第 1 2 条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書（様式第 9 号）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の返還明細書に記載した訓練促進資金の返還方法及び返還額を変更するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届（様式第 11 号）を県社協会長に提出しなければならない。

(住宅支援資金の返還明細書)

第 21 条の 2 第 9 条の 2 各号に規定する理由が生じたことにより住宅支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 11 条の 2 の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第 1 2 条の 2 の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書（様式第 9 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書（様式第 10 号の 2）により申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の返還明細書に記載した住宅支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届（様式第11号の2）を県社協会長に提出しなければならない。

（訓練促進資金の返還猶予の申請手続）

- 第22条** 第11条の規定による訓練促進資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第12号）に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（住宅支援資金の返還猶予の申請手続）

- 第22条の2** 第11条の2の規定による住宅支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第11号の2）に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書（様式第13号の2）により申請者に通知するものとする。
 - 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書（様式第14号の2）により申請者に通知するものとする。

（訓練促進資金の返還免除の届出手続）

- 第23条** 訓練促進資金の貸付けを受けている者は、第8条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届（様式第15号）に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。
- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、訓練促進資金の返還債務を免除するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、訓練促進資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(住宅支援資金の返還免除の届出手続)

第 23 条の 2 住宅支援資金の貸付けを受けている者は、第 8 条の 2 各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届(様式第 15 号の 2)に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、住宅支援資金の返還債務を免除するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書(様式第 16 号の 2)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の届出書を受理し、住宅支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書(様式第 17 号の 2)により申請者に通知するものとする。

(訓練促進資金の返還免除の申請手続)

第 24 条 第 12 条の規定による訓練促進資金の返還債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書(様式第 18 号)に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の免除を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書(様式第 16 号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、訓練促進資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書(様式第 17 号)により申請者に通知するものとする。

(住宅支援資金の返還免除の申請手続)

第 24 条の 2 第 12 条の 2 の規定による住宅支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書(様式第 18 号の 2)に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の免除を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書(様式第 16 号の 2)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、住宅支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書(様式第 17 号の 2)により申請者に通知するものとする。

(訓練促進資金の届出)

第 25 条 貸付けを受けている者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

らない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。様式第 19 号
 - 二 退学、休学、復学、転科若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。様式第 20 号
 - 三 訓練促進資金の貸付けを辞退するとき。様式第 21 号
 - 四 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。様式第 19 号
 - 五 県内において資格業務に従事したとき。様式第 22 号
 - 六 県内において資格業務に従事した後、業務従事先を変更したとき。様式第 23 号
 - 七 県内において資格業務に従事しなくなったとき。様式第 24 号
- 2 保証人は、保証に係る貸付けを受けている者が死亡したときは、その日から起算して 15 日以内に死亡届(様式第 25 号)を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、訓練促進資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届(様式第 26 号)をその年の 4 月 30 日までに県社協会長に提出しなければならない。

(住宅支援資金の届出)

第 25 条の 2 貸付けを受けている者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。様式第 19 号の 2
 - 二 住宅支援資金の資金の貸付けを辞退するとき。様式第 21 号の 2
 - 三 業務に従事したとき。様式第 22 号の 2
 - 四 業務に従事した後、業務従事先を変更したとき。様式第 23 号
 - 五 業務に従事しなくなったとき。様式第 24 号
- 2 貸付けを受けている者が死亡したときは、その親族等がその日から起算して 15 日以内に死亡届(様式第 25 号の 2)を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、住宅支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届(様式第 26 号の 2)をその年の 4 月 30 日までに県社協会長に提出しなければならない。

(補足)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日以降に養成機関に入学又は卒業する者から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 5 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年5月25日に改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月20日に改正し、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月5日に改正し、令和7年4月1日から適用する。

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程（以下、「貸付規程」という。）第26条の規定に基づき、訓練促進資金の貸付に当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象者)

第2条 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に定める資格要件を備える者とする。

- 一 貸付規程第3条に定める高等職業訓練促進給付金の支給を受けるものであり、かつ、原則として福岡県内の市町村（指定都市を除く。）に住民登録をしている者であること。
 - 二 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。
 - 三 養成機関修了後、福岡県の区域内（指定都市を含む。以下「県内」という。）において、貸付規程第8条第1項第1号に規定する「取得した資格が必要な業務（以下「資格業務」という。）」に従事しようとする者であること。
- 2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より以下のとおりとする。
- 一 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けを行わないこと。但し、准看護師養成機関の入学時に貸し付けておらず、高等職業訓練給付金の支給期間が看護師養成機関修了まで支給される場合は、看護師の養成機関の入学時に貸し付けできるものとする。
 - 二 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸し付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行うこと。
 - 三 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。

(貸付金の限度)

第3条 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、貸付規程第4条第2項

に定める額の範囲内であれば、入学金等養成機関に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

(交付方法)

第4条 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長は、訓練促進資金の貸付決定を行った場合には、一括して速やかに口座振込により支払うものとする。

第4条の2 住宅支援資金は、貸付決定後1月分ごと毎月末までに口座振込により支払うものとする。

(貸付契約の解除について)

第5条 貸付規程第7条第1項、第2項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他訓練促進資金及び住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第6条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により高等職業訓練促進給付金の対象となる資格の試験（以下「国家試験等」という。）を受験できなかった場合又は国家試験等に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人からの申請に基づき次年度の国家試験等を受験する意思があると認めた場合、貸付規程第8条第1項第1号及び第9条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えることができるものとする。

2 県社協会長は、貸付規程第8条第1項第1号及び第12条第1項第3号に規定する「県内」の取り扱いについて、個別の事例ごとに判断して、県内に隣接する区域などを含めることができるものとする。

3 貸付規程第11条第1項第2号に規定する「他種の養成機関」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。

4 貸付規程第8条第1項第1号、第8条の2第1項、第9条第1項及び第11条第2項第2号、第11条の2第1項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、業務（訓練促進資金は資格業務）に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

(返還の債務の裁量免除)

第7条 貸付規程第12条第1項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続

人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、適用する。

2 貸付規程第12条第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、この事業が資格業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、県社協会長の判断により、個別に適用する。この場合、本人の責めによる事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、県内において資格業務に従事した年数を5で除して得た数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

(貸付台帳の作成)

第8条 貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年1月21日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年5月25日に改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和6年9月20日に改正し、令和6年8月1日から適用する。